

市長意見の提出状況

((仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
木更津市、市原市、袖ヶ浦市
- 2 市長意見について
意見有り (別添参照)

木環政第419号-6
令和4年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

木更津市長 渡辺 芳邦



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書
に対する木更津市長の意見について (回答)

令和4年3月1日付け環第1016号で照会のありましたこのことについて、
別紙のとおり提出いたします。

担当

木更津市環境部環境政策課

政策係

電話：0438-36-1442

FAX：0438-30-7322

E-mail：kankyou@city.kisarazu.lg.jp



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する
木更津市長の意見

1 全般

- ・対象事業実施区域の前面海域には、東京湾に残った貴重な自然干潟である盤洲干潟が広がり、貴重な動植物の住処や良好な漁場である地域特性を考慮し、漁業関係者や地域住民からの意見や要望に配慮すること。
- ・対象事業実施区域周辺の地域は、同種の事業場が既に集中し立地していることを考慮し、総合的な環境への影響については可能な限り回避・低減するよう努めること。
- ・予測結果・評価において、改変区域内に生息する重要な種の適地への移植や海域工事における汚濁防止膜等の設置等、確認された環境保全のために必要な措置を適切に行うこと。
- ・講じようとする環境保全措置について、多くの項目で「可能な限り実施する」、予測結果・評価について、概ね全ての項目で「実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する」と抽象的な記載となっているため、それぞれの記載にあたっては、より具体的な実施方法及び影響が低減されていることの客観的な根拠を付して記載すること。
- ・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、千葉県知事より「実施済みの調査結果を活用することとされているが、周辺環境の変化等を踏まえ、再調査や補足調査の実施を検討するとともに、その内容及び結果を明らかにすること。」と意見があり、それに対する見解において、「補足調査を実施し、現地調査結果との環境の変化を確認しました。これらの結果から(略)経年的な変化はほとんどなかったことから、実施済みの調査結果を活用することとしました。」とあるが、補足調査の内容について、結果が明らかにされておらず、実施済みの調査結果を活用することの根拠が乏しいため、補足調査の結果を明らかにするとともに、実施済みの調査結果を活用すると客観的に判断するに至った経緯の説明を求める。

2 大気関係

- ・対象事業実施区域周辺は、一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年、光化学スモッグ注意報が発令される状況にあることから、建設機械や施設の稼働時に伴う排ガス等に対する環境保全措置を適切に行うこと。

3 騒音、振動関係

- ・評価の結果により確認された事業の実施に伴う施設や工事関係車両等の騒音・振動への低減するための環境保全措置を適切に行うこと。

4 水質関係

- ・施設の稼働に伴う温排水による環境への影響に係る評価結果について、表層における水温上昇値は、単独予測において2℃に満たないことから、水温の影響は少ないものと考えられるとされているほか、取水や温排水による動植物に及ぼす影響も少ないとされているが、実際には環境への水温の影響は、重疊的に及ぼされるものであり、単独予測のみにより影響が少ないとすることは、非現実的でありかつ影響が少ないとする根拠が示されていないことから、適切に評価されていると判断できない。このため、対象事業実施区域から盤洲干潟の海域において、事業実施に伴う海域工事や取水、温排水等による環境への影響には不明な点がある。これらのことから、評価書へは、重疊的な環境への影響について、根拠を付して記載すること。

また、温排水の運転開始後の環境監視計画において、取放水温度差の連続測定を実施するとあるが、環境への影響については、その流量も関係しており、環境への影響を監視することにおいては、不十分と考えられる。したがって、干潟などの事業実施周辺区域の複数点での海水温の調査及び動植物への影響の監視等も実施内容へ含め、環境への影響を注視するとともにその結果を基に影響の低減を図ること。

5 地球温暖化対策

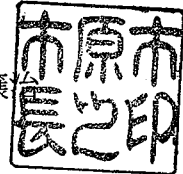
- ・国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目標としていることから、その目標達成のために、施設の稼働後においても最新の技術の開発状況等を注視するとともに採用の検討を図り、温室効果ガスの排出量の削減に努めること。

市環管第865号

令和4年6月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 譲



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見について (回答)

令和4年3月1日付け環第1016号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見について (回答)

市 原 市

この計画は、株式会社千葉袖ヶ浦パワーが、袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料とするガスタービン燃焼温度 1,650℃級のコンバインドサイクル発電方式(出力 195 万 kW)の設備を設置するものです。

燃料に天然ガスを使用することで、燃焼による硫黄酸化物、ばいじんの発生を回避するとともに、火力発電の中で発電効率が最も高いコンバインドサイクル発電方式を採用することにより、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減するとしています。

しかしながら、当該事業実施想定区域周辺には、住居、特別養護老人ホーム、学校、病院及び公園等があり、火力発電所の建設及び稼動にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故による、健康被害等も懸念されているところです。

したがって、今後の事業の実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業を実施していただくため、審議過程で出された意見を踏まえ下記のとおり申し述べます。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画を実施するにあたり、周辺住民等から得られた意見を十分勘案するとともに、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施すること。
- (2) この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受け、科学的見地に基づく十分かつ適切な評価を行い、環境保全措置の検討を行うこと。

2 各論

(1) 廃棄物等について

陸域工事に伴い排出される残土については、立地条件から自然由来の成分が含まれることが懸念されるため、できる限り対象事業実施区域内での再利用に努め、外に搬出する場合は、関係法令を遵守するとともに、環境に影響を及ぼすことがないように、十分な配慮をすること。

(2) 地球温暖化対策について

ア 天然ガスを燃料とした最新の高効率なコンバインドサイクル方式の採用により、二酸化炭素等の排出抑制を講じているが、発電設備の運転管理及び維持管理を適切に行い、高効率運転の維持を徹底すること。

イ さらなる温室効果ガス排出削減に向け、新技術や低減化方法について検討を行っていくこと。

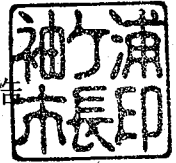
以上



袖環第914号
令和4年6月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価
準備書に対する市長意見について (回答)

本市の環境行政につきましては、日頃から御指導や御協力をいただき感謝
申し上げます。

さて、令和4年3月1日付け環第1016号で照会のありました標記の件
について、別添のとおり回答いたします。



(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価
準備書に対する市長意見

当該事業は、合計出力195万キロワットという天然ガスを燃料とする火力発電所である。

事業計画は、コンバインドサイクル発電方式を採用しており、安価かつ環境負荷の少ない電気を安定供給することを目的としている。

しかし、事業計画地は、既に大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域にあり、施設から約1キロメートルの距離には住宅地も存在し、更に閉鎖性水域である東京湾に面するとともに、光化学スモッグが発生しやすい地域である。

これらのことから、事業者は、地域の特性を鑑み、当該事業について環境に最大限配慮する必要があるとあり、環境影響評価は、より慎重かつ詳細に行われるべきである。

袖ヶ浦市では、慎重に検討を行った結果、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 総括的事項

(1) 事業計画の具体化に当たっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、未利用の技術を含めた最良の利用可能技術を積極的に導入し、天然ガス火力発電における先進的な役割を果たすよう努め、環境の負荷を極力小さくすること。

(2) 特に、閉鎖性水域である東京湾周辺は、既に沿岸部に大規模工場が多く存在し、多量の温排水、温室効果ガス等が排出されるなど、環境への負荷が高い地域である。これら地域の特殊性を鑑み、温排水、温室効果ガス等の排出については、排出抑制に努め、環境への負荷を極力小さくすること。

2 各論

(1) 大気質について

窒素酸化物については、環境基準への適合という観点にとどまらず、光化学スモッグの原因となり得ることから、更なる排出低減を図ること。

(2) 水環境について

- ア 東京湾は、閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出に当たっては、排出熱量の削減に努め、環境への負荷を最低限にすること。
- イ 事業用地は、国の絶滅危惧種の重要生物が多く存在しているため、湿地や淡水地等の生き物が生息できるよう環境保全措置を講じること。

(3) 温室効果ガス等について

- ア 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、先進的な二酸化炭素の低減技術（回収技術や貯蔵技術を含む。）について、技術開発の状況や国の方策等を踏まえ、導入を検討していくこと。
- イ 天然ガスの運搬船等も含めた供給網全体において、二酸化炭素の排出削減を図ること。
- ウ 二酸化炭素排出量の削減については、国の温室効果ガス削減目標に鑑み、中長期的な視点を含めて検討し、削減に向けた具体的な取組を示すとともに、市民に分かりやすいよう定量的な表現を用いること。

(4) その他について

- ア 供用時の環境監視については、大気環境や水環境のみならず、温室効果ガス等についても詳細かつ継続的に行い、その結果を市民に分かりやすい形で公表すること。
- イ 管理値を超過した場合の対策についても、あらかじめ提示し、市民の安心・安全を図ること。
- ウ 自治体や地域住民等からの懸念や要望等に対しては、積極的な情報開示を行うほか、地域住民等の不安を解消できるよう丁寧な説明を行うこと。